

離職退去者の利用可能な住戸一覧

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
佐賀県	佐賀県	城北	佐賀県佐賀市高木瀬6丁目6～9番	1	1	2DK	8,500～	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ.「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)解雇に伴い住戸からの退去を余儀なくされたもので、次のア、イのいずれかに該当する方 ア.社員寮・社宅などから退去を余儀なくされた、又は、住宅手当等により居住可能であった住宅から退去を余儀なくされた者 イ.失業給付等の受給がでず住宅からの退去を余儀なくされた方 (3)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	(1)使用期間は、鍵渡し日から原則6ヶ月以内、最長1年。 (2)家賃以外に、共益費・自治会費が別途必要。 (3)修繕費用として1900円/月が別途必要。 問い合わせ先:◇○県建築住宅課 0952-25-7368
	佐賀県	中折	佐賀県佐賀市天佑団地1番～13番	1	1	2DK	7,500～	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ.「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)解雇に伴い住戸からの退去を余儀なくされたもので、次のア、イのいずれかに該当する方 ア.社員寮・社宅などから退去を余儀なくされた、又は、住宅手当等により居住可能であった住宅から退去を余儀なくされた者 イ.失業給付等の受給がでず住宅からの退去を余儀なくされた方 (3)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	(1)使用期間は、鍵渡し日から原則6ヶ月以内、最長1年。 (2)家賃以外に、共益費・自治会費が別途必要。 (3)修繕費用として1900円/月が別途必要。 (4)浴槽・風呂釜なし 問い合わせ先:◇○県建築住宅課 0952-25-7368
	佐賀県	高木瀬	佐賀県佐賀市高木瀬団地1番～9番	1	2	2K	8,300～	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ.「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2)解雇に伴い住戸からの退去を余儀なくされたもので、次のア、イのいずれかに該当する方 ア.社員寮・社宅などから退去を余儀なくされた、又は、住宅手当等により居住可能であった住宅から退去を余儀なくされた者 イ.失業給付等の受給がでず住宅からの退去を余儀なくされた方 (3)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	(1)使用期間は、鍵渡し日から原則6ヶ月以内、最長1年。 (2)家賃以外に、共益費・自治会費が別途必要。 (3)修繕費用として1900円/月が別途必要。 (4)浴槽・風呂釜なし 問い合わせ先:◇○県建築住宅課 0952-25-7368
小計					3				

定期募集等

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
佐賀県	唐津市	高島	唐津市高島51番地	1	2	3DK	16,700～ 27,600	(1)現に同居し、又は、同居しようとする親族があること(老人等の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者を除く) (2)現に住居に困窮していること (3)政令月収が収入基準以下であること。 一般世帯では15万8千円以下、高齢者や身障者等の裁量世帯では21万4千円以下であること。 (4)市民税を滞納していない者であること (5)暴力団員でないこと	・単身入居不可 問い合わせ先:唐津市建築住宅課 0955-72-9139
	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160	1	1	3LDK	14,700～	(1)吉野ヶ里在住現又は吉野ヶ里町に就労されている方で、現に同居し、又は、同居しようとする親族があること(老人等の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者を除く) (2)現に住居に困窮していること (3)政令月収が収入基準以下であること。 一般世帯では15万8千円以下、高齢者や身障者等の裁量世帯では21万4千円以下であること。 (4)市民税を滞納していない者であること (5)暴力団員でないこと	・単身入居不可 問い合わせ先:吉野ヶ里役場建設課 0952-37-0349
	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160	1	1	2LDK	21,100～	(1)吉野ヶ里在住現又は吉野ヶ里町に就労されている方で、現に同居し、又は、同居しようとする親族があること(老人等の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者を除く) (2)現に住居に困窮していること (3)政令月収が収入基準以下であること。 一般世帯では15万8千円以下、高齢者や身障者等の裁量世帯では21万4千円以下であること。 (4)市民税を滞納していない者であること (5)暴力団員でないこと	・単身入居不可 問い合わせ先:吉野ヶ里役場建設課 0952-37-0349
小計					4				